

IV. 障害福祉サービスの利用者負担の見直し

障害福祉サービス(個別給付)に係る 利用者負担の見直しの必要性

- サービス提供未実施市町村が多く、新規の利用者が急速に増えることが見込まれる
- 既存の利用者と新規の利用者の公平

○当面、新たにサービスを利用し始める者の増加によるサービス量や、支援の必要度に応じたサービス量を確保することが必要。

必要なサービスを確保するため、制度の効率化・透明化等を進めるとともに、その費用を皆で負担し支え合うことが不可欠。

<利用者負担>

- 在宅と施設のバランスのとれた負担
- サービスの利用量に応じた負担

<国・都道府県の負担>

制度的課題の解決を前提に、国及び都道府県の財政責任を強化する。

現行の費用徴収の仕組み(負担の不均衡)

平成15年度実績	支 援 費		児童入所施設 (親等)
	ホームヘルプ	入所・通所施設	
生活保護	0円	0円	0円
市町村民税非課税	0円	53,000円 身体障害者 療護施設 96,000円 ※実収入に応じて	2,200円
市町村民税課税 (均等割課税)	1,100円上限 (50円/30分)		4,500円
市町村民税課税 (所得割課税)	1,600円上限 (100円/30分)		6,600円
所得税課税	2,200円上限 (150円/30分) ～費用全額		9,000円～費用全額
実質的な負担率	約1%	約10%(入所) 約1%(通所)	約5%
費用負担をしている者の 比率	約5% (本人)	約90%(入所・本人) 約5%(通所・本人)	約70%

※1 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※2 精神障害者社会復帰施設は、負担の仕組みが異なり、食費、施設利用料等の実費については全額自己負担であり、直接サービスに係る負担はない。

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

— 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 —

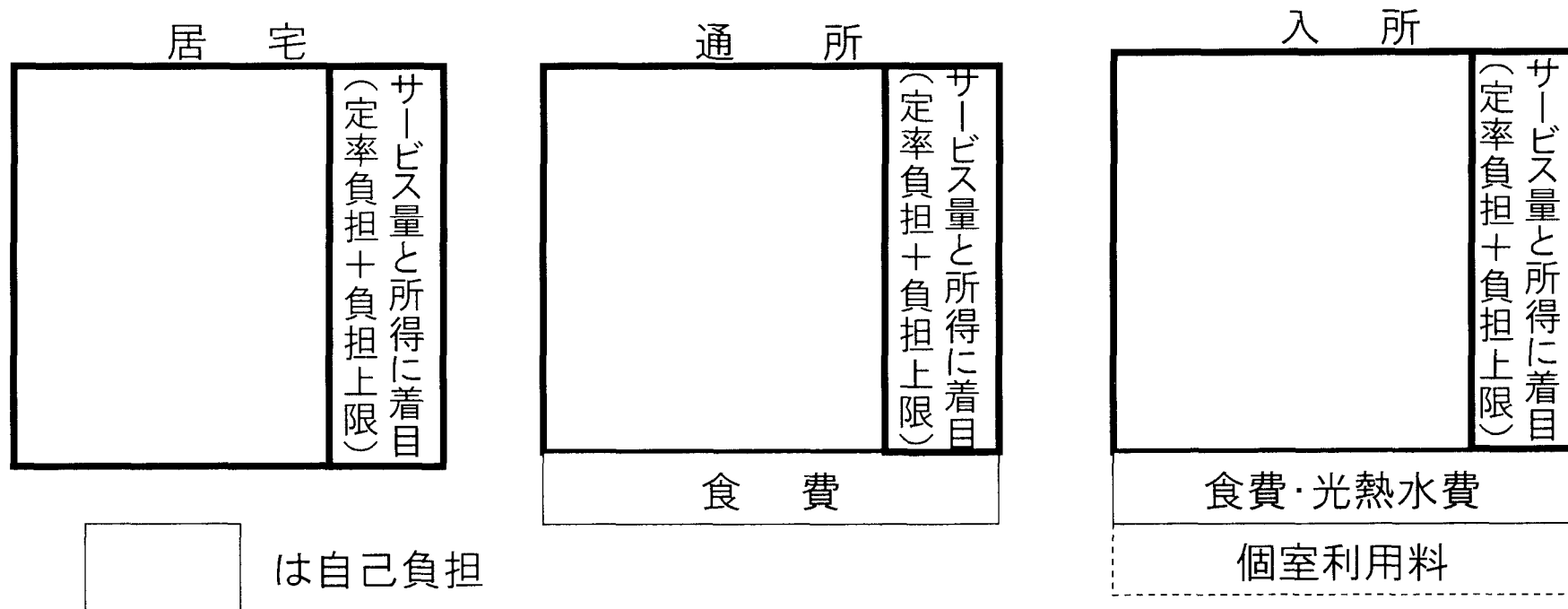
(居宅、通所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

(入所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。



この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

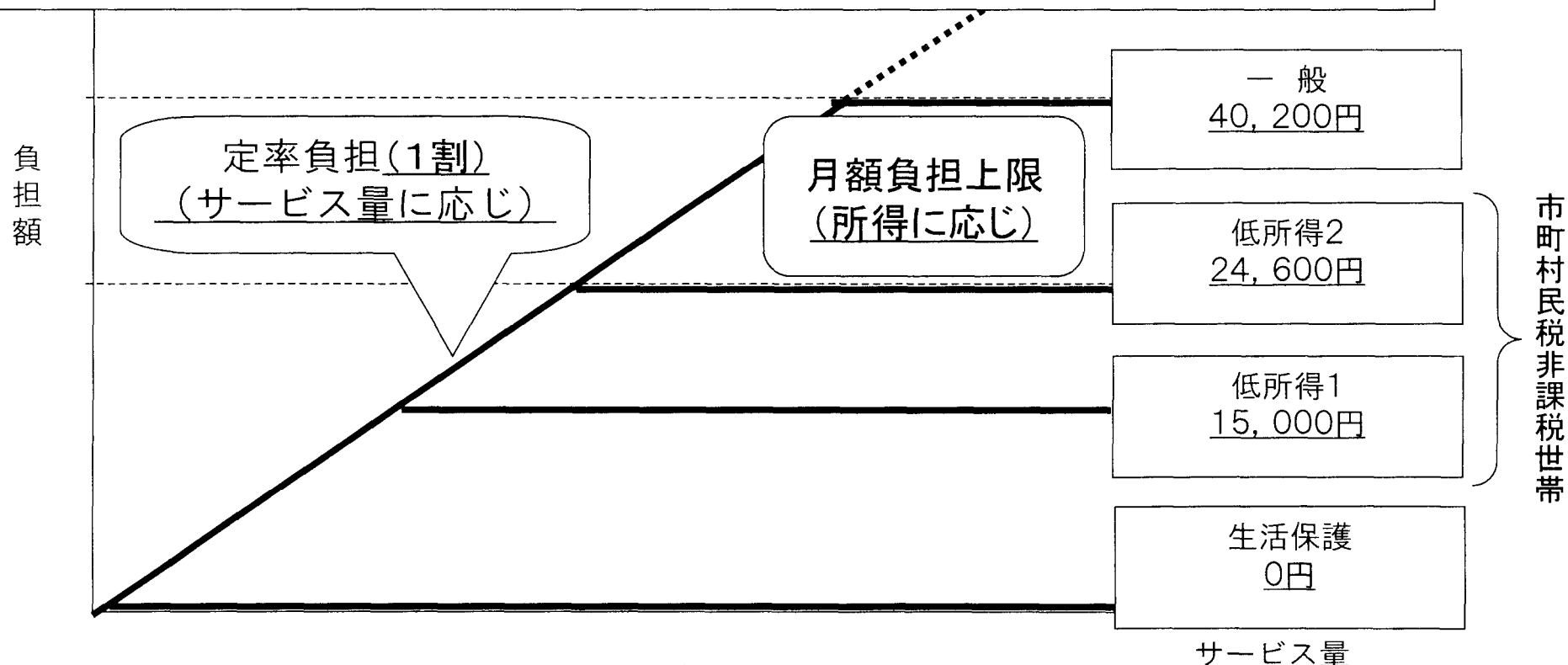
障害福祉サービスの利用者負担の見直し

— サービス量と所得に着目 —

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化(義務負担化)を図る。



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

(参考)負担軽減する者の範囲(負担能力等の区分)

他制度との均衡を確保しつつ、普遍的な仕組みとする。

生活保護:生活保護世帯に属する者

低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害者基礎年金2級相当)未満である世帯に属する者

→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方

低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

→ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

※ 医療保険、介護保険等の他制度においては、障害のある者もない者も世帯の一員である場合には、経済的な面においては他の世帯構成員と互いに支え合う一体的な生活実態にあるという前提で、負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、「生計を一にする者」の全体の経済力を勘案しており、例えば健康保険においては、家族に保険料を求めない被扶養者制度等が設けられている。

※ 「生計を一にする者」の範囲については、法律事項ではないことから、法の施行時まで具体的に検討。

施設利用に係る実費負担

- 施設利用の場合と地域で生活する場合との費用負担の均衡を図るため、食費、光熱水費について自己負担とするとともに、個室利用(障害の状態等から個室利用が不可欠な場合を除く)に係る費用について利用者の負担とする。
- 食費等の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

(参考)施設利用に係る食費、光熱水費の現状

(1)入所施設

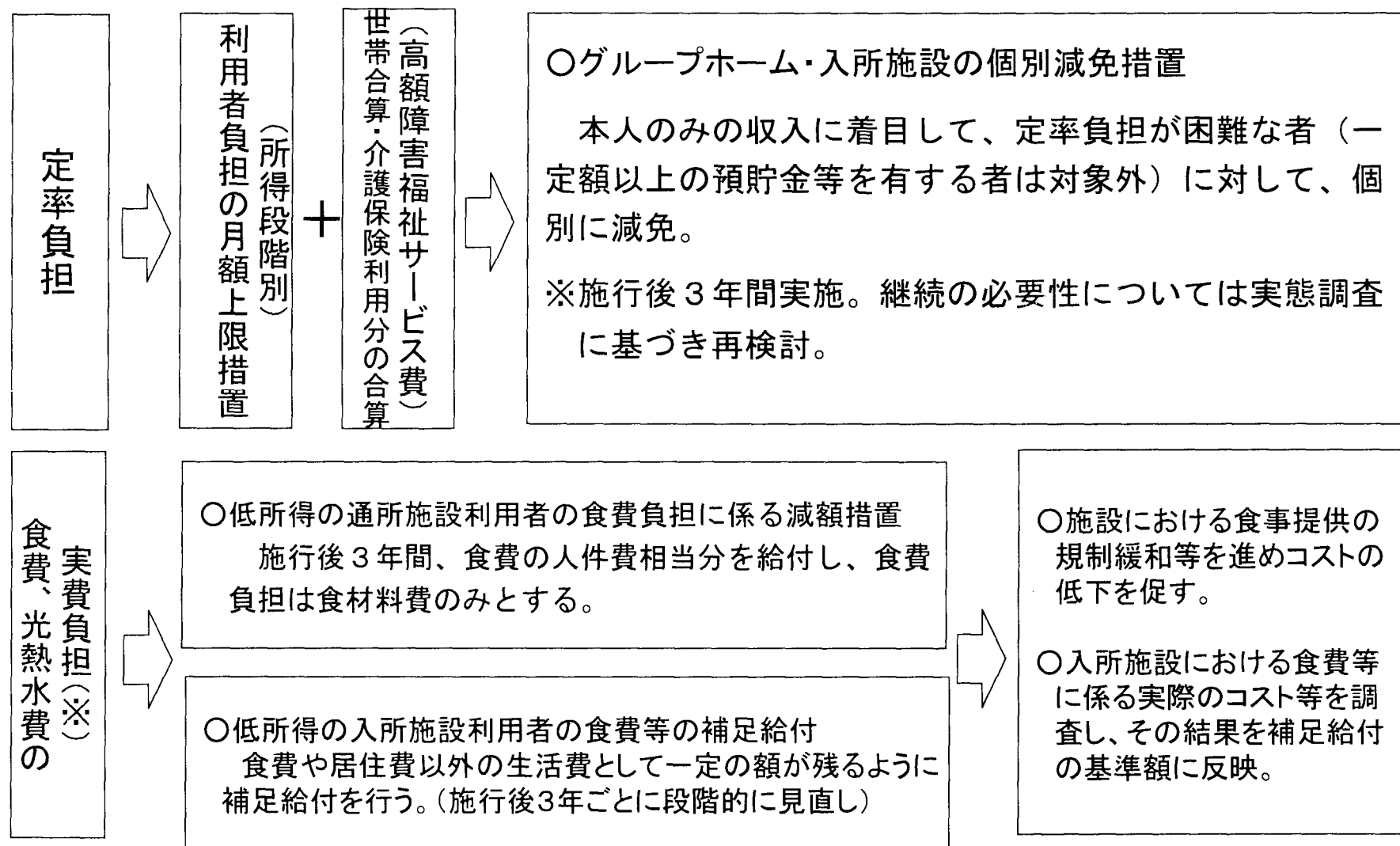
食費4.8万円/月、光熱水費1.0万円/月

(2)通所施設

食費650円/日

注)食費、光熱水費のコストは、個々の施設によって異なるが、上記の数値は、高齢者施設等の状況を踏まえ推計したもの。

利用者負担に係る配慮措置



※特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。

(参考) 支出の実態(一般家計、グループホーム、入所施設)

障害基礎年金2級
月額6.6万円

障害基礎年金1級
月額8.3万円

(全世帯平均) 一人あたり9.4万円 <家計調査>

食費(外食を含む) 2.2万円	居住費 1.3万円	その他生活費※ 6.0万円
--------------------	--------------	------------------

(年収200万円未満の世帯平均) 一人あたり5.0万円 <家計調査>

食費(外食を含む) 1.6万円	居住費 1.2万円	その他生活費※ 2.1万円	1.6万円
--------------------	--------------	------------------	-------

(グループホームの費用負担の状況)(知的障害者) 一人あたり5.2万円(食費、居住費のみ)

食費 全平均2.4万円	居住費 全平均2.8万円	その他
----------------	-----------------	-----

(入所施設の費用負担の状況)(身体障害者) 一人あたり1.9万円(基礎年金2級の場合)

応能負担 1.9万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.7万円
---------------------------------	--------------

(入所施設の費用負担の状況)(身体障害者) 一人あたり3.4万円(基礎年金1級の場合)

応能負担 3.4万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.9万円
---------------------------------	--------------

※ その他生活費は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽費、その他支出である

低所得の入所者に係る実費負担の軽減措置 (施行後3年ごとに段階的に見直し)

① 20歳以上の入所者に係る実費負担の軽減措置(低所得1, 2が対象)

○ 食費、光熱水費の実費負担について、食費や居住費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、補足給付を行う。

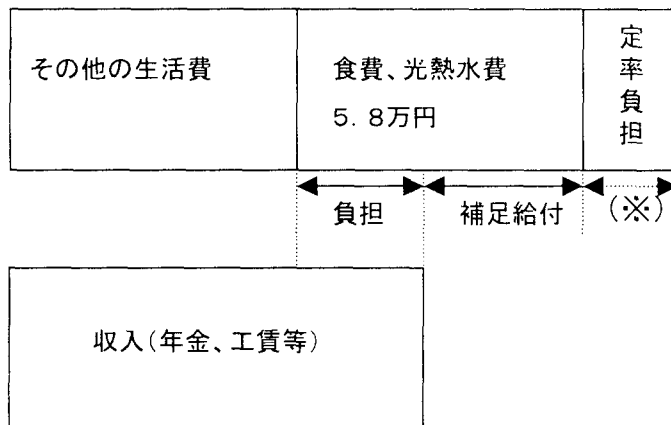
○ 補足給付の額は、「その他の生活費」が年齢等により以下の水準になるように設定。

65歳以上 3.0万円(ただし療護施設入所者等は2.8万円)

60～64歳 2.8万円

20～59歳 2.5万円(ただし障害基礎年金1級の者は2.8万円)

【費用尺度】



(※)定率負担については、グループホームと同様の個別減免措置を講じる予定。

② 20歳未満の入所者に係る実費負担の軽減措置

○ 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常かかる程度の費用(収入別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担となるように補足給付をする。

○ 補足給付の額は、「その他の生活費」が年齢により以下の水準になるように設定。

18歳以上 2.5万円

18歳未満 3.4万円

【費用尺度】

